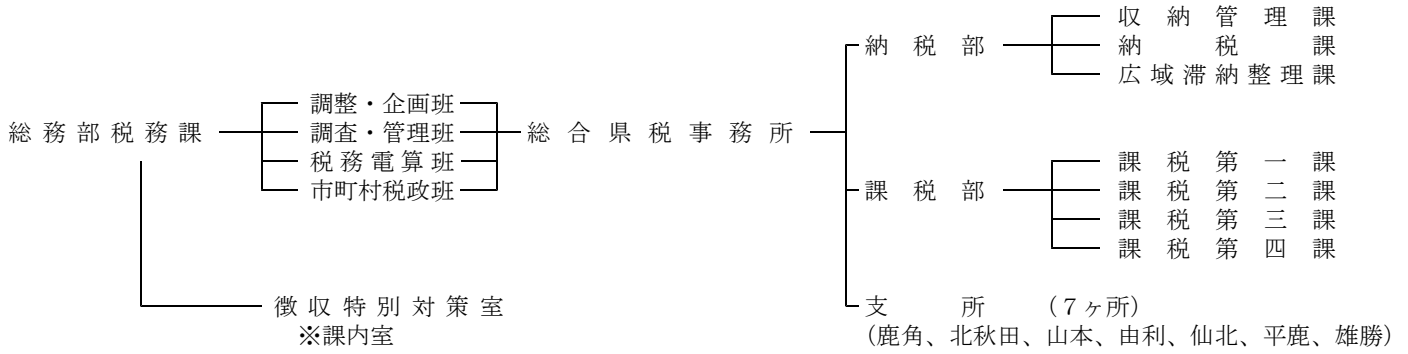


第1 税務機構に関する調

1 税務機構

(平成27年4月1日現在)



2 所在地

○税 務 課 千 0 1 0 - 8 5 7 0
秋田市山王四丁目1-1 (本庁舎3階) 電話 018-860-1123

○徴収特別対策室 千 0 1 0 - 8 5 7 0
秋田市山王四丁目1-1 (本庁舎3階) 電話 018-860-1269

○総合県税事務所 千 0 1 0 - 0 9 5 1
秋田市山王四丁目1-2
(秋田地方総合庁舎1階)

・納 税 部

{ 収納管理課 電話 018-860-3331
 { 納 税 課 電話 018-860-3332
 { 広域滞納整理課 電話 018-860-3336
 { 課 税 第 一 課 電話 018-860-3338
 { 課 税 第 二 課 電話 018-860-3341
 { 課 税 第 三 課 電話 018-860-3337
 { 課 税 第 四 課 電話 018-860-3339

・課 税 部

・鹿 角 支 所 千 0 1 8 - 5 2 0 1
鹿角市花輪字六月田1 (鹿角地域振興局庁舎1階) 電話 0186-23-2328

・北 秋 田 支 所 千 0 1 7 - 0 8 7 2
大館市片山町三丁目14-5 (大館地区総合庁舎) 電話 0186-49-2211

・山 本 支 所 千 0 1 6 - 0 8 1 5
能代市御指南町1-10 (山本地域振興局庁舎1階) 電話 0185-52-6201

・由 利 支 所 千 0 1 5 - 8 5 1 5
由利本荘市水林366 (由利地域振興局庁舎1階) 電話 0184-23-4105

・仙 北 支 所 千 0 1 4 - 0 0 6 2
大仙市大曲上栄町13-62 (仙北地域振興局庁舎1階) 電話 0187-63-5222

・平 鹿 支 所 千 0 1 3 - 8 5 0 2
横手市旭川一丁目3-41 (平鹿地域振興局庁舎1階) 電話 0182-32-0595

・雄 勝 支 所 千 0 1 2 - 0 8 5 7
湯沢市千石町二丁目1-10 (雄勝地域振興局庁舎1階) 電話 0183-73-3181

3 税務事務分掌

(平成27年4月1日現在)

ア 税務課

調整・企画班

- 1 税務事務の総合企画に関する事。
- 2 条例・規則の制定・改廃に関する事。
- 3 不服審査・税務訴訟に関する事。
- 4 税務協議会に関する事。
- 5 税務広報に関する事。
- 6 税務職員研修に関する事。
- 7 税務事務改善に関する事。
- 8 その他課内総務に関する事。
- 9 納貯県連事務局に関する事。

調査・管理班

- 1 税務調査業務の進行管理に関する事。
- 2 税収見積・税収予算及び決算に関する事。
- 3 県税に関する指導・調査に関する事。
- 4 犯則取締に関する事。
- 5 調定収入に関する事。
- 6 課税状況に関する事。
- 7 税務統計に関する事。
- 8 諸交付金に関する事。
- 9 地方交付税資料に関する事。

税務電算班

- 1 税務総合システムの運用・維持管理に関する事。
- 2 次期税務総合システムの開発に関する事。
- 3 国税連携システムの運用・維持管理に関する事。
- 4 電子申告システムの運用・維持管理に関する事。
- 5 自動車保有関係手続のOSSに関する事。
- 6 マイナンバーに関する事。
- 7 電子申請に関する事。

市町村税政班

- 1 市町村税条例に関する事。
- 2 市町村税課税状況に関する事。
- 3 市町村税徴収実績に関する事。
- 4 市町村税の減収補てんに関する事。
- 5 市町村交(納)付金及び基地交付金に関する事。
- 6 地方特例交付金(市町村分)に関する事。
- 7 普通交付税基準財政収入額(市町村分)の算定及び検査に関する事。
- 8 秋田県固定資産評価審議会に関する事。
- 9 その他市町村税に関する事。

イ 徴収特別対策室

- 1 市町村から依頼を受けた徴収金の滞納処分に関する事。
- 2 市町村の徴収事務の相談及び指導に関する事。
- 3 徴収技術向上のための研修及び研究に関する事。

ウ 総合県税事務所

納税部

収納管理課

- 1 徴収金の管理に関する事。
- 2 徴収金の嘱託及び受託に関する事。
- 3 諸報告及び決算に関する事。
- 4 徴収金の過誤納還付及び充当に関する事。
- 5 県税に係る納期限延長及び徴収猶予に関する事。
- 6 納税奨励に関する事。
- 7 納税証明に関する事。

納税課

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

広域滞納整理課

- 1 県外及び高額徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

課税部

課税第一課

- 1 県税(個人県民税、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税及び法人事業税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第二課

- 1 県税(県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税。以下本課において同じ。)の課税に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第三課

- 1 県税(不動産取得税及び鉾区税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第四課

- 1 県税(自動車取得税、自動車税及び狩猟税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 証紙代金収納計器の管理に関する事。
- 4 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

支所

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。
- 3 納税証明に関する事。
- 4 課税関係窓口に関する事。

4 税務職員数調

ア 職務別人員数

(平成27年4月1日現在 単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
総務	23	1	-	1	1	1	1	1	1	1	31
課税	-	-	42	-	-	-	-	-	-	-	42
納税	-	21	-	4	5	6	5	6	5	4	56
合計	23	22	42	5	6	7	6	7	6	5	129

注 1 税務課、総合県税事務所長及び各支所長は「総務」欄に、納税部長は「納税」欄に、課税部長は「課税」欄に掲載した。

2 派遣職員、徴収特別対策室職員（県職員のみ）及び再任用職員を含み、非常勤職員及び臨時職員を除く。

イ 職員数の推移

年度	税務課	地域振興局								計
		秋田	鹿角	北秋田	山本	由利	仙北	平鹿	雄勝	
22	20	45	7	15	8	10	11	14	7	137
23	22	46	7	16	8	10	11	13	7	140

年度	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
24	21	22	46	5	7	7	7	7	7	5	134
25	20	21	47	5	7	6	7	7	7	5	132
26	23	21	45	5	7	6	6	7	6	5	131

注 各年度の4月1日現在の人数である。

ウ 年齢別人員数

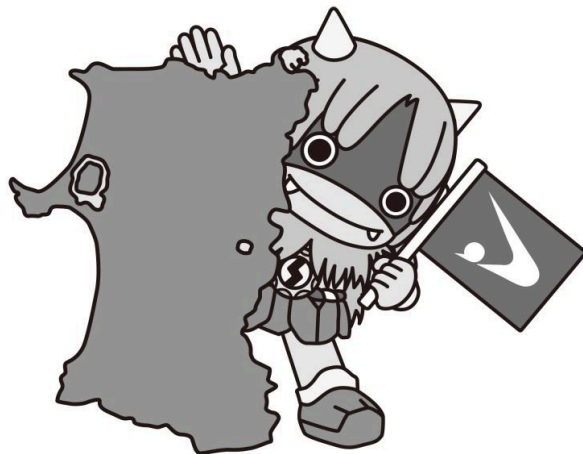
(平成27年4月1日現在 単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
20歳未満			2								2
20～24	2	1	5		1		1	1	2	1	14
25～29	1	4	7	2	2	2	1	1			20
30～34	2	2	1				1				6
35～39	2	4	4					1			11
40～44	5	3	12	2		2	1	1	1	2	29
45～49	4	1	5		1	1			1	1	14
50～54	5	3	3	1	1	1	1	1	1		17
55～59	2	3	3		1		1	1		1	12
60～		1				1		1	1		4
計	23	22	42	5	6	7	6	7	6	5	129
平均年齢	42.7	41.1	37.6	38.0	39.0	41.7	39.8	42.7	42.3	42.0	40.2

注 1 60歳以上は、再任用職員の数である。

2 総合県税事務所長は、納税部に計上している。

秋田県、広くていいね！



©2015秋田県んだッチH280097